令和7年度 利用者負担額表

〇3号認定

<u> </u>											
		利用者負担額(月額)									
定義	階	階 児童の年齢									
	層	0歳児				1・2歳児					
	区	保 育		保 育		保育		保 育			
	分	標準時間		短時間		標準時間		短時間			
// \~ /! =#\\\\\ - \ \ \ \		円		, - - .		円		, ,		7	
生活保護法による			0		0		0		0		
被保護世帯	1		ŭ		ŭ		Ĭ		ŭ		
市町村民税	lates										
非課税世帯	第		0		0		0		0	_	
71 10K DE 111	2		Ŭ		Ŭ		Ŭ		Ŭ	国	
市町村民税										上 年 齢 撤 廃	
所得割課税額	第		10,800		10,600		10, 800		10,600	撤	
48,600円未満	3	第2子	10, 800	第2子	10, 000	第2子	10, 800	第2子	10,000	廃	
市町村民税	+	₩4丁	U	第 4丁	U		U	第 4丁	U		
			00 000		10 000		00.000		10.000		
所得割課税額 57,700円未満	第	第2子	20, 200	答りフ	19, 800	生のフ	20, 200	然のマ	19, 800		
市町村民税	_	- 男2丁	0	第2子	0	第2子	0	第2子		┥	
所得割課税額	4		00 000		10.000		00 000		10,000		
		Mr.o. I	20, 200	Mr.o. =	19, 800	the o =	20, 200	bb o →	19, 800		
97,000円未満		第2子	0	第2子	0	第2子	0	第2子	0		
市町村民税	第										
所得割課税額	5		33, 300		32, 700		33, 300		32, 700		
169,000円未満	Ŭ	第2子	0	第2子	0	第2子	0	第2子	0		
市町村民税	第									l .	
所得割課税額	6		40,600		40,000		40,600		40,000	7	
235,000円未満	U									十年 謝 捐 済	
市町村民税	第									掛	
所得割課税額	95		48, 100		47, 300		48, 100		47, 300	1 成	
301,000円未満	'								•	"	
市町村民税	hhe										
所得割課税額	第		65, 200		64, 100		65, 200		64, 100		
397,000円未満	8		55,200		0 1, 100		55,200		01, 100		
市町村民税	44:										
所得割課税額	第		86, 800		85, 400		81,800		80, 200		
397,000円以上	9		50, 800		00, 400		01,000		50, 200		
597,000口以上									-	J	

- 注1 表中の年齢については、令和7年4月1日現在の満年齢により決定します。
- 注2 階層区分は、4~8月は前年度分の市町村民税所得割課税額、9月からは当年度分の市町村民税所得割課税額により決定します。
- 注3 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額 控除等) は適用されません。
- 注4 第3階層から第5階層の世帯については、第1子の年齢制限なく生計を一にする子や孫(別居監護も含む)がいる場合、 第2子以降の保育料は無料とします。(占線枠)
- 第2子以降の保育料は無料とします。(点線枠) 注5 第6階層以上の世帯については、第1子の年齢制限なく生計を一にする子や孫(別居監護も含む)がいる場合、第2子 の保育料を半額、第3子以降の子の保育料を無料とします。

〇 ひとり親・在宅障がい児(者)がいる世帯の利用者負担額

<u> こ / 物に </u>										
		利用者負担額(月額)								
		階	児童の年齢							
定	義	層	0歳	児	1・2歳児					
		区	保 育	保 育	保 育	保育				
		分	標準時間	短時間	標準時間	短時間				
市町村民和 所得割課和 48,600円ラ	兑額	第 3	1, 300	1, 300	1,300	1, 300				
市町村民和 所得割課和 77,101円	兑額	第 4	1,300	1, 300	1, 300	1, 300				

- 注1 上記の表は第1子の保育料。第2子以降は無料。
- 注2 第4階層のうち、市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯及び第5階層以上の世帯については、上記注4・注5 の世帯と同様の措置となります。
- 砂川市に住所を有する児童が、他市町の保育所を利用する場合の保育料は、本市の利用者負担額表を適用します。 詳細は子ども保育係にお問い合わせください。